

2025年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試A日程 試験問題

刑事法系（刑法、刑事訴訟法）

<解答上の注意>

1. 問題冊子は、表紙を含め4枚である。
2. 問題には、問題1（刑法）と問題2（刑事訴訟法）がある。配点は、問題1が60点、問題2が40点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、2枚が配付されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】

次の各設問に答えなさい。解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること（解答順序は問わないが、設問番号を記入すること。また、2問とも解答すること。）。

〔設問 1〕（配点 30 点）

XはAを殺害しようとしてAに向けて拳銃の引き金を引いたところ、弾丸はAを貫通してAを死亡させるとともに、たまたま背後にいたBの腹部にも命中した。

Bの負った傷は、適切な医療措置を講じれば救命可能な程度の傷であった。しかし、その後、Bは救急車で病院に搬送される途中、救急車が交通事故に巻き込まれ、頭部を強打したことに起因する脳挫傷により死亡した。

以上の事実について、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く。）。

〔設問 2〕（配点 30 点）

Yは、Cに高級腕時計（以下、「腕時計」という。）を貸していたところ、返却期限を過ぎてもCは一向に返還する態度を示さなかった。某日、Yは、Cに対し、「いい加減にしろ。痛い目に遭いたいのか。」と脅して、腕時計を交付させた。

以上の事実について、Yの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く。なお、Yにより行われた害悪の告知は、被害者の反抗を抑圧するに足りる程度のものとはいえず、Cも反抗を抑圧されていなかったものとする。）。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

【事例】

- 1 警察官 K らは、O 市内で多発していた路上強盗事件について捜査していたところ、ある日、被害者 V が O 駅西口付近で二人組の男女に脅され金を奪われるという強盗事件が発生した。K らが同事件について捜査すると、V の供述や現場に残された痕跡から、犯人のうちの一人は A 男である疑いが強まったものの、逮捕するだけの嫌疑は認められず、また共犯者が誰であるかを明らかにすることができないでいた。

K が A 男の行動を確認すると、A 男は自宅ではないアパート（以下、「X アパート」という。）の 102 号室にしばしば出かけていき、しばらくそこに滞在しては、変装のような恰好をして出かけていくということを繰り返していることが明らかとなった。また、X アパート 102 号室には、A 男の他にも複数の男女が出入りしており、その中には、過去の強盗事件での前科のある者や、O 市内での別の強盗事件で目撃された犯人によく似た者が含まれていた。K は、X アパート 102 号室が強盗事件の拠点になっているのではないかと考え、同室内の様子が分かれば、V を被害者とする強盗事件について A 男の嫌疑を明らかにし、また共犯者を明らかにすることができると考えた。

- 2 X アパートは、居室が公道に面するように建っており、102 号室の窓ガラスは常に閉め切られているものの、同窓ガラスには、同アパート敷地内に侵入しなくても、公道から直接手を触れることができる造りになっていた。また、同アパート内の音声は、公道からは聞くことができないものの、同室の玄関扉に耳をつければ、聞き取ることができる状況であった。なお、同室の玄関扉は同アパートの敷地内駐車場に隣接しており、駐車場や玄関扉の様子は公道から見通せるものの、公道と同アパートの敷地は金網で仕切られていた。

K は、ある日の朝、X アパート 102 号室内に誰もいないところを見計らい、公道から手を伸ばして、同室の居室の窓ガラスに小型の集音装置（室内の音声を窓ガラスや壁の振動を通して集音し、無線でスマートフォンに送る機械を備えたもの。以下、「本件装置」という。）を取り付けた。そして、K は、同アパート付近の公道に停めた自動車の中で本件装置を作動させる体制を整えた。

- 3 同日夕方、X アパート 102 号室に、A 男と女性 1 名が入っていくところの確認されたので、K は、本件装置を作動させ音声を受信し、これを聞き取りつつ、録音を開始した。そうすると、しばらく二人は食事の予定などについて話をしていたが、10 分ほど経った頃、「この前の西口の件、分け前もらえた？被害者が警察を呼んだみたいだから、危ないかも。早くお金をもらって、そろそろやめたいな。」という A 男と思われる男性の音声や、「私はボスのいうことをもう少し聞いて、もっと稼ぎたいな。効率よくタタキ（「強盗」の隠語）ができる場所を教えてください。」という女性の声が聞こえた。この「西口の

件」に関する会話は約 1 分程度で終了したが、K は、その後も録音を継続し、録音開始から約 30 分間にわたって録音を行った。

〔設問〕（配点 40 点）

下線部の捜査の適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

《問題 2 以上》

《刑事法系問題 以上》

【出題趣旨】

【問題 1】 刑法

〔設問 1〕 因果関係の有無及び具体的事実の錯誤が問題となる事案を素材として、刑法総論の体系的理解と事案処理能力を問うものである。

〔設問 2〕 財産犯の保護法益及び権利行使と恐喝罪の成否が問題となる事案を素材として、刑法各論の基本的な理解と事案処理能力を問うものである。

【問題 2】 刑事訴訟法

本問は、会話の録音の適法性について、強制処分の任意処分の区別に関する判例の立場をも踏まえながら論じ、事案を解決することができるかを問うものである。